

第5章 地方税財政制度

第1節 国家経済の状況

1990年以降のハンガリー経済を概観してみよう。インフレ率は、1990年から1994年までの4年間、平均25.4%ときわめて高い数値で推移しており、1995年1月現在22%となっている。実質所得は、1990年から1993年までの間に7%減少し、1994年には3.7%上昇したものの、1995年には、また11%減少している。政府が規定する最低水準以下の生活レベルにある者の割合が、1989年旧体制崩壊当時には15%であったのに対して、1993年には25%と上昇している。この最低水準生活層の80%を占めているジプシーの人口増加による面が大きく、少数民族問題も生じている。

被雇用者数は、1989年に比べて約140万人減少し、1995年12月現在の失業率は10.4%、失業者数は49万8,000人となっている。また、失業率は、地域間格差が大きく、首都ブダペスト市が最低であり、最高の東部では、首都の5~6倍の失業率となっている。

第2節 国家財政の状況

1994年現在の公共支出は、国内総生産の約60%と、他の東欧諸国に比べて高い数値を示している。公共支出の増加は、同時に重税を意味しており、1995年現在、個人所得税率は48%、付加価値税率は25%となっている。この高税率は、他の国からの投資活動を減退させ、何よりも国民の勤労意欲を削ぎ、経済を疲弊させる大きな問題である。このため、大蔵省は、公共支出の対GDP比を1995年には55%に、1996年には51%に、そして1998年には45%にまで削減するという中期財政計画を公表している。

表1 中央政府予算（元利償還費を除く）
(単位:10億フォリント)

	1994年決算値	1995年目標値	1995年推計値	1996年目標値
歳入	1,191	1,582	1,456	1,810
歳出	1,430	1,738	1,729	2,065
財政赤字	239	156	273	255

(出典:ハンガリー中央統計局月例報告書 1995年6月号)

表1の歳入には、民営化収入が含まれていないが、1995年の数値に民営化収入を含むと、財政赤字額は2,330億フォリントと約14%減少する。体制改革の一環として行われた民営化による収入は、総額約4,500億フォリントであり、最大は、ハンガリー電々の資本の37%を売却した8億5,200万フォリントであった。1996年には、民営化収入はさらに国内経済の活性化に寄与するものと見込まれており、政府は、民営化収入にかかる利子収入約350億～400億フォリントを輸出推進と借入金の返済に充てる計画である。

第3節 地方税財政制度の動向

1989年の共産主義体制崩壊に伴って、ハンガリーでは、中央政府に集中していた行政権などを地方自治体に回帰するため、各種の法改正が行われた。例を挙げると、「1990年地方自治法 (The Law on Local Self-Government)」により、地方団体に自主課税権が保障され、「1991年地方税法 (Act on Local Taxes)」により、地方税目と税率などの詳細が規定された。その他、1990年地方自治法では、旧体制下で国の専権事項とされていた国から地方への財源移転についても、国と地方との交渉によるとされ、より地方の一般財源の確保を強固なものにした。また、全人口の約5分の1を占める首都ブダペスト市については、別途「1991年首都及び首都行政区地方自治法 (Law on Self-Government of the Capital City and the Capital City Districts)」が定められ、その中で、ブダペスト市と22の行政区(1995年1月以降は23区)との行政上の役割分担や国からの移転財源の配分について、市と区の交渉によることなどが規定された。

こうした地方分権に向けての税財政制度改革が進められる一方で、国民の生活状況は、高いインフレ率(1990年から1994年までの4年間の平均インフレ率は25.4%)と重税のために、かなり苦しくなってきてている。このため、世界銀行は、ハンガリー中央政府に対して、公共支出の削減と減税によって国民の負担を軽減し、課税対象を広くすることによって、税負担の集中を回避するよう、財政制度と税制度の改革をすることが焦眉の急であると指摘している。また、世界銀行は、①所得税法を年に1回インフレに連動して改正すること、②付加価値税率(1996年現在25%)を軽減すること、③年金負担率(1996年現在、雇用者負担率44%、④被雇用者負担率10%)を軽減することを指導している。

第4節 地方財政—歳出

地方自治法で規定されている地方団体の義務は、飲料水の供給、初等教育、保健衛生、社会福祉、街灯管理、公共道路の維持、公共墓地の管理、少数民族の権利の保障である。

義務ではなく、地方団体の事務とされているものとしては、公共住宅の提供管理、ゴミ収集、消防、市民の安全管理、スポーツ施設の建設運営などがある。

地方政府歳出の推移を示すと、表2のとおりとなる。

表2 地方政府歳出の推移（各歳出項目の割合）

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年
全歳出（単位：%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
教育	33.9	31.4	41.8	33.0	30.5	30.5
保健衛生	18.2	19.1	6.4	20.0	19.8	20.0
社会保障、社会福祉	4.4	7.0	7.1	6.0	10.1	6.1
住宅、住環境整備	16.0	6.5	10.7	4.6	2.7	4.1
レクリエーション、文化、宗教	2.2	5.1	6.2	4.0	4.1	4.3
交通、通信	6.8	11.0	-	6.0	3.4	2.6
その他歳出(注)	18.6	18.8	27.9	26.4	29.6	32.5
経常支出合計（単位：%）	72.8	76.8	78.2	83.9	81.5	81.7
資本支出合計（単位：%）	27.2	23.2	21.7	16.1	18.5	18.3
合計歳出額(単位:10億 Ft)	201.4	252.9	256.9	370.8	501.2	608.5
インフレ率（単位：%）	15.5	17.0	28.9	35.0	23.0	22.5

注：「その他歳出」には、市民安全確保、エネルギー供給、一般事務費などが含まれている。

出典：1988年から1990年の数値；IMF

1991年から1993年の数値；大蔵省

表2によれば、最大の歳出科目は教育であり、地方団体全歳出の約30%を占めている。地方団体の義務である初等教育のほか、就学前児童教育、放課後のデイケアセンター運営費なども含まれている。さらに、カウンティや大都市では、地方自治法の中では地方団体の義務と規定されていないが、中等教育、職業教育も担当している。もちろん、授業料は徴収しているが、その収入は10%程度に過ぎず、残りは地方団体の負担となっている。

次に大きな歳出項目は保健衛生である。地方団体は、国の国民健康保険基金（National Health Insurance Fund）の代理機関として、病院の運営などの保健衛生業務を行っており、投薬を含め保健衛生業務を行うのに必要な経費は国から補填される仕組みになっている（次

節 峰入の項 参照)。また、病院建物など、施設に対する投資は地方団体の責任となっているが、これについても国からの補助がある。

公営住宅の供給も地方団体の責任の一つである。「1991 年財産権移転法 (The Property Transfer Act 1991)」により、公営住宅やオフィスビルの財産権は地方団体に移転されたが、2 年後の「1993 年住宅法 (the Act on Housing)」により、公営住宅やその他償却資産の民営化が規制され、また、公営住宅の家賃が 1994 年半ばまで凍結された。家賃凍結が解除されると地方団体は、家賃を実勢ベースに引き上げようとしたが、1994 年 12 月に予定された地方総選挙のため、引き上げは再び据え置かれた。このため、維持費などに比して家賃は著しく低くなってしまい、地方団体は、財政負担を軽減するために公営住宅を売却したり、将来の売却価値を高めるために改修を施したりするなどの対応を余儀なくされた。

これらの事務のほか、「1993 年社会援助法 (Law on Social Assistance)」により、高齢者や身体障害者の長期療養施設の運営管理、失業者対策などが地方団体の義務となった。これらの社会的援助については、中央政府は年金生活者や失業者の最低収入額のガイドラインを示すのみで、地方団体が受給要件、援助の程度などの詳細を定めることになっているため、地方団体ごとに援助の詳細が異なっている状況である。社会援助支出額は、1990 年には国民総生産の 0.2% であったが、1993 年には 1.5% にまで伸びている。

ハンガリーでは、非営利団体がたくさん設置されており、1989 年には 400 団体であったが、1992 年には 8,900 団体にまで急増している。これら非営利団体が地方団体に代わって公共サービスを行っているケースが多くあり、その経費は、地方団体と同じように国から後に述べる標準補助金 (normative grant) を交付され、業務の遂行に当たっている。非営利団体に対する標準補助金も急増しており、学校関係では、非営利団体に対する額が、1992 年には全体の 2% であったものが、翌年には 3% に増加している。

第5節 地方財政—歳入

地方団体の歳入は、以下のように大別される。

- ・地方税
- ・国庫補助金
- ・使用料・手数料
- ・標準補助金
- ・個人所得税・自動車税分配金
- ・特定補助金
- ・資産売却益
- ・借入金、地方債

各科目別の歳入額及び全体に対する割合は、表3のとおりである。

表3 地方財政—歳入の推移

(単位:10億フォント、%)

	1990年		1991年		1992年		1993年	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
自主財源合計(注)	62.0	20.3	67.4	17.0	91.0	17.6	106.0	17.3
地方税	無回答	無回答	9.5	2.4	17.2	3.3	27.1	4.4
資産売却益	無回答	無回答	15.6	3.9	28.5	5.5	48.9	8.0
個人所得税分配金	74.5	24.4	47.0	11.9	63.0	12.2	51.4	8.4
個人所得税均衡化基金	4.5	1.5	7.0	1.8	4.5	0.8	3.8	0.6
自動車税	無回答	無回答	無回答	無回答	2.3	0.4	2.5	0.4
国庫補助金合計	113.3	37.1	190.7	48.1	219.5	42.5	256.6	41.8
標準補助金	74.0	26.0	148.6	37.6	169.8	32.9	207.5	33.9
人口割	—	—	58.9	14.9	67.4	13.0	83.1	13.5
歳出基準割	—	—	89.7	22.6	101.9	19.8	124.7	20.3
特定補助金	29.0	10.0	42.1	10.6	49.7	9.6	49.0	8.0
使途指定補助金	無回答	無回答	17.3	4.4	22.6	4.4	18.3	3.0
赤字団体援助補助金	無回答	無回答	5.0	1.3	3.1	0.6	1.6	0.3
その他補助金	無回答	無回答	19.8	5.0	24.0	4.6	29.1	4.7
国庫負担金	無回答	無回答	3.9	1.0	23.4	4.5	23.1	3.8
社会保険基金からの移転	50.6	16.6	67.1	16.9	80.8	15.7	91.6	14.9
債務保障、地方債、借入金	5.1	1.7	4.8	1.2	7.5	1.5	35.7	5.8
経常収入合計	305.6	100.0	396.5	100.0	515.9	100.0	613.6	100.0
前年度繰越金	5.9	—	20.4	—	39.6	—	63.5	—
歳入合計	311.5	—	416.9	—	555.5	—	667.0	—
地方政府歳入のGDPに占める割合	14.6	—	16.0	—	18.6	—	17.5	—
インフレ率	28.9	—	35.0	—	23.0	—	22.0	—

(注) 営業活動収入、使用料・手数料を含む。

(出典:大蔵省、ハンガリー政府資料)

表 3 によれば、地方税収の全体に占める割合は、1991 年から着実に増加しているものの、1993 年時点で 4.4% にすぎない。大きな歳入科目は、日本の地方交付税に相当する標準補助金と特定補助金と個人所得税分配金であり、これら 3 つで全体の 50% を占めている。

以下、各歳入項目について解説する。なお、地方税制度については次節で解説する。

1 国庫補助金

国庫補助金には 5 種類がある。そのうち最も額が大きく重要度が高いのは、①標準補助金 (normative grant) である。以下、②旧体制下で着手しながら未完成の投資活動に対する使途指定補助金 (addressed grant) ③国庫負担金（例として、ブダペスト市の公共交通分担金）④赤字団体援助補助金 ⑤個人所得税均衡化補助金 となっている。

(1) 標準補助金

標準補助金は、使途を特定せずに交付される一般財源であり、表 4 のとおり、26 個のサブブロックにより計算されている。26 個のサブブロックは、24 個の歳出標準割と 2 個の人口割から成る。歳出標準割は、児童福祉、初等教育などの歳出需要について、一定の測定単位を単位費用に乘じることにより求めた総和であるが、計算された歳出需要の範囲内で支出する必要性はなく、地方団体の裁量で使うことができる。各地方団体には交付額の 12 分の 1 ずつが、毎月、各地方団体に交付されている。

【標準補助金の総額、配布金額の決定過程】

標準補助金の総額は、毎年「予算法 (The Budget Act)」の中で決定されているが、その決定過程は以下のとおりである。

まず、地方団体の歳出額合計が見積もられる。次に、地方団体の地方税収、標準補助金を除く国庫補助金収入、使用料・手数料収入などの各歳入額が見積もられる。これらの差額が地方団体の財源不足額である。この財源不足額をもとに、政府は財源補填をどの程度まで行うかを、歳入見込、中央政府の他の歳出予算見込などから決定する。

こうして決められた標準補助金の総額を配分するのが、標準補助金の歳出標準割の計算式であり、人口割である。配分の仕方は、まず、歳出標準割と人口割の単位費用のインデクセ

ーション^(注)を行い、歳出需要額の見積もりを行う。次に、この実質ベースの歳出標準割と人口割の合計値を標準補助金の総額に合わせるため、再度、歳出標準割と人口割の単位費用を調整し、計算式を決定し、この計算式に基づいて各地方団体の配分額が決定する。以上をまとめると、表4のとおりである。

(注) 物価スライド制で賃金金利などを一定方式で物価に連動させること

表4 標準補助金配分規準(1991年、1993年)

	1991年			1993年		
	単位費用(Ft)	配分額	割合	単位費用(Ft)	配分額	割合
村に対する包括補助金	200万/団体	5,804	3.97	200万/団体	5,386	2.06
包括補助金	2,000/住民	21,095	14.41	3,950/住民	41,612	20.02
観光税徴収額割	2	770	0.53	2	828	0.40
住宅補助金	1,400/1人	14,776	10.10	4,680/20~30人口	6,999	3.37
経済困難住民補助金	3,000/対象者	13,822	9.44	無回答	無回答	無回答
低開発市町村	無回答	無回答	無回答	2,200/人口	1,691	0.81
社会的一般事務	無回答	無回答	無回答	2,200~3,600/住民	27,686	13.32
児童福祉	210,000/児童	6,042	4.13	245,000/児童	6,354	3.05
老人ホーム	147,000/住民	5,786	3.95	186,400/住民	7,455	3.60
デイケアセンター(老人、身体障害者)	24,000/対象者	1,188	0.81	30,850/人口	1,247	0.60
その他施設(老人、身体障害者)	40,000/住民	110	0.08	87,000/住民	232	0.11
ホーリス収容施設	無回答	無回答	無回答	87,000/ホーリス	-	-
若年身体障害者・精神薄弱者制度福祉	172,000/児童	1,468	1.00	275,000/児童	2,273	1.09
幼稚園(市町村所有)	15,000/児童	5,662	3.87	27,500/児童	10,462	5.03
少数民族の幼稚園	5,000/児童	70	0.05	5,500/児童	175	0.08
初等学校	30,000/生徒	33,938	23.19	41,000/生徒	41,952	20.19
初等音楽学校	19,000/生徒	1,383	0.94	25,100/生徒	2,248	1.08
義務教育在学中の精神障害者	56,000/生徒	1,729	1.18	70,700/生徒	2,852	1.37
中等学校	44,000/生徒	5,471	3.74	62,500/生徒	9,750	4.07
中等職業学校	54,000/生徒	10,895	7.44	66,000/生徒	13,117	6.31
熟練技術者養成学校	33,000/生徒	6,879	4.70	42,100/生徒	7,710	3.71
ワーキングショップに通う見習生及び訓練校在学生	36,000/生徒	1,286	0.88	40,600/生徒	2,045	0.09
少数民族等に対する言語教育	14,000/生徒	676	0.46	16,500/生徒	1,591	0.07
初等中等学校の寄宿舎入舎生	53,000/生徒	4,556	3.11	66,000/生徒	5,343	2.57
地域文化等	100/住民	1,060	0.72	250/住民	2,634	1.26
スポーツ活動	無回答	無回答	無回答	50/住民	527	0.25
劇場管理維持	450/観客	894	0.61	490/観客	5,162	2.48
県対象包括補助金	5,000万/県	1,000	0.68	無回答	無回答	無回答
合計		146,360	100.00		207,782	100.00

表4からもわかるように、配分規準は、人口割と歳出標準割に大別される。人口割の標準補助金の目的は、主に小規模の市町村の財政的基盤を確保するためと均衡化を図るためであるが、標準補助金の約40%が人口割によるものとなっている。歳出標準割で残りの60%が各地方団体に配分される訳であるが、「歳出規準」は、必ずしも地方団体の全歳出をカバーするものとはなっておらず、実際の地方団体歳出の約60%程度となっている。カバーされる割合も事務の種類や団体によって千差万別であり、1991年度の標準補助金では、中等学校分が約90%カバーされたのに対して初等学校分は50%以下であり、老人ホーム分はほぼ100%となっている。

(2) 投資活動に対する国庫補助金

- ・特定の投資活動に対する特定補助金 (targeted grant)
- ・旧体制下で着手しながら未完成の投資活動に対する使途指定補助金 (addressed grant)

地方自治法に定められた一定の規準に該当し、かつ中央政府にとって優先度の高い投資活動を地方団体が行おうとする場合、当該地方団体は、地方自治法により補助金を受給する権利を保障されている。この補助金が、特定の投資活動に対する特定補助金である。補助率は、投資活動の内容と団体によって30%から90%まであり、例えば、都市上下水道の整備は30%となっているが、小規模の地方団体が上下水道を整備しようとする場合は90%となっている。

1993年からは、「特定補助金及び使途指定補助金に関する法律 (Act on Municipal Targeted and Addressed Grants)」により、投資活動に対する補助金の交付に関する規定がより詳細にされた。まず、補助金の対象となる投資活動を上下水道、教育、保健衛生、社会福祉、文化活動に特定し、また、いくつかの市町村によるジョイントベンチャーには通常の補助率に10%上乗せし、人口1,000人以下の市町村に対しては20%上乗せするなどの特例規定が盛り込まれた。

これら2つの補助金は、上乗せ規定などにより市町村間の水平的均衡化を図ることができ、また、中央政府から地方団体への財源移転という点では垂直的財源調整を図ることができる。

(3) 財政困難地方団体対象補助金

1991 年に導入された国庫補助金で、財政赤字を抱える団体対象に対して総額 50 億フォリントが交付された。この対象団体には、財務経営上のミスなど自らの責任で財政赤字に陥った市町村は除外されている。また、あくまで経常予算の赤字を対象にしているため、経常予算が赤字でも、資本予算を編成しているような団体も除外されている。

1992 年度には、総額が 27 億ポンドに削減されたが、5 億ポンドが、突発事項に対する準備金としてこの総額の中の別枠予算となった。1993 年度にも、この補助金の総額は減額されたが、新たに、特別会計として「地域開発基金 (Fund for Regional Development)」が作られている。

2 個人所得税分配金

現在、国からの財源移転として、個人所得税が地方団体に分配されている。1990 年度導入当時には、全歳入の 24.4% と標準補助金に次ぐ歳入源となっていたが、1993 年度には全歳入の 8.4% となっている。

国は、地方団体の財源を確保しようと税財政政策を模索していた時に、国税のうち、税源の偏在のなるべく少ない税金を地方に分配することを検討した。付加価値税、売上税、法人所得税は、税源の偏在が大きいため分配になじまないとされ、結局、個人所得税が納税者の住所地別に分配されることになった。分配の対象となるのは 2 財政年度前の税収で、1990 年度には、1988 年度の個人所得税収の 100% が地方団体に分配された。1991 年度には、100% を受け取るもの、50% が純粋な個人所得税分配金であり、50% は標準補助金の財源となつた。さらに 1993 年度には、この割合が、個人所得税分配分 30%、標準補助金財源 50% となり、1995 年度には、分配分 35% となっている。これらの率は、毎年度の予算法 (Budget Act) により定められている。

個人所得税は、他の国税に比べて税源の偏りが少ないとはいえ、年金生活者や低所得者の多い地域などの偏在はやはり存在するため、1993 年度の予算法から、小規模の市町村に対しては、標準補助金に上乗せする形で補助金が交付されるようになった。89% の市町村がその対象となったが、多くは人口 2 千人以下の市町村であった。

個人所得税の他には、自動車税が 1992 年度から地方団体に分配されている。自動車税は、公共施設や非営利団体が所有する車両を除く車両に対して、その重量に応じてかかる税金であり、地方団体が課税・収税を行い、国と 50 対 50 で分配する。地方団体の収入に占める割合は 0.5% と小さいにもかかわらず、課税などの地方団体の労力が大きいので、効率のよい分配金とは言えないであろう。

3 使用料、手数料

地方団体は、国の定める範囲で使用料、手数料、罰金を徴収することができ、1992 年度には全経常歳入の 1.8% に相当する 93 億フォリントを徴収している。相続、譲渡、贈与などの財産の移転について、移転した財産の価値に対して 5% から 10% の率で、手数料の形で課されている。ただし、土地の移転については 2% となっている。これらの手数料は、県と市町村とに配分されるが、課税権のない県にとって重要な数少ない自主財源となっている。

また、地方団体は、図書館や学校施設の時間外目的外使用に対して使用料を徴収することができる。これら使用料についても、その率は国により定められている。

4 借入金

地方自治法では、地方団体が借入をすることについては全く制限が設けられていない。現在のところ利用できる借入方法は、銀行借入か起債の 2 つである。経常支出の財源とするための短期借入金については、市長 (local mayor) の決定で行われ、また、インフラ整備や投資のための長期借入金については、議会の承認が必要とされている。借入利率は市場利率であり、償還期間は 5 年から 8 年のものが多い。借入先は、99% が国民貯蓄銀行 (National Savings Bank) となっている。

地方団体は起債をすることも認められているが、実例は少なく、5 市が地方債を発行しているにすぎない。これら地方債は全て、ガス供給、電話、水道、排水施設などのインフラ整備のためである。

また、地方団体は、地方自治法により、借入をするために所有財産を抵当に入れることができ認められている。

このような法整備にもかかわらず、当初、地方団体は借入をすることに対して慎重であつ

た。これは、借入利率が高インフレにより 30%を超えるものであったこと、将来の財政的安定性について地方団体自身が不安を持っていたことなどによるが、徐々に借入額は増加してきており、1993 年度には全歳入予算の 4.0%となっている。

5 公営住宅家賃収入、資産売却益など

公営住宅の家賃収入は、公営住宅の維持経費や改修経費などに充当することが特定されていて、家賃収入も公営住宅にかかる経費も地方団体の一般会計予算と区別されており、住宅特別会計に計上される。前述したように、1992 年度までは国により公営住宅の家賃が決められており、1993 年度から地方団体の裁量となったものの、1994 年 6 月までは据え置かれている。

地方団体は、所有する財産を売却したり、賃貸借したりすることができる。資産売却益は、地方団体にとって大きな収入源となっている。

第 6 節 地方税制度

1991 年地方税法に規定されている地方税は以下の 5 つで、全て普通税である。

県には課税権はなく、全て市町村税である。また、市町村はこの他に法定外税を徴収することはできない。

- ・事業税
- ・住民税
- ・土地税
- ・家屋資産税
- ・観光税

課税標準と最高税率は、地方税法で定められている。

5 つの税金のうちどの税金を課税するか、法に定める以外の免除規定を設けるか、制限税率を超えない範囲内で税率をどの程度にするかについては、次のとおりの原則が設けられており、これら原則の範囲内で、決定権は地方団体に委ねられている。

ア 二重課税禁止の原則

同一の課税客体に対しては、2つ以上の税金を課税することはできない。ここで「同一の課税客体」とは、同一の課税標準という意味に理解されており、例えば、別荘に対しては、家屋資産税、観光税、住民税を課税することが可能であるが、地方団体が課税できるのは、このうち1つである。

イ 義務的免除規定、義務的優先規定優勢の原則

中央政府が法定する義務的免除規定、優先規定は、地方団体の自由裁量権を制限する。

ウ 制限税率の原則

全ての税目に制限税率の規定が設けられている。

次に、各税目について解説する（1994年度現在の税制）。

1 事業税 (Business Tax)

総売上額を対象とした消費税である。

製造業、販売業を問わず、全ての事業主体が課税客体となる。

課税標準は、総売上額から付加価値税額、他の消費税支払額、仕入額、中間契約者に支払った手数料を控除した額であり、制限税率は0.8%、臨時営業の場合は1日5,000フォリントとなっている。

2 住民税 (Communal Tax)

住民および個人営業者を対象とした住民税である。

課税標準は、非営業者の場合には世帯であり、営業者の場合には被雇用者である。制限税率は、1世帯当たり年間3,000フォリント、被雇用者1人当たり年間2,000フォリントとなっている。この税金は、国営住宅が多くて家屋資産税を徴収できない市町村や事業税を課税すると営業者の負担が重くなりすぎてしまうような中小企業の多い市町村などに適している。

3 土地税 (Land Tax)

私有の土地で未開発の土地に対する資産税であり、毎年課税される。

課税標準は、土地の修正価値額（中央政府の評価額の 50%）または土地面積であり、制限税率は、修正価値額に対しては 1%、土地面積に対しては 1 m²当たり 100 フォリントである。中央政府の評価額は、実勢価格のほぼ 50%に相当している。公共機関が所有していても、所有の目的が所得税などの税金の免除規定に該当しない場合には土地税の課税対象となる。

4 家屋資産税 (Property Tax on Businesses)

私有の家屋全てに対する資産税であり、毎年課税される。

課税標準は、家屋の修正価値額（市場価格の約 25%に相当）または床面積であり、制限税率は、修正価値額に対しては 3%、床面積に対しては、1 m²当たり 300 フォリントとなっている。家屋資産税には国による免除規定が多くあり、たとえば、100 m²未満の家屋、1 人当たり床面積 25 m²未満の家屋、低所得者対象住宅などがその対象とされている。

5 観光税 (Tourism Tax)

かつて観光地において徴収されていた観光手数料を、観光地に限らず、全地方団体で徴収できるようにした税金である。

課税標準は、ホテル宿泊者の延べ宿泊数または宿泊料であり、制限税率は、宿泊数の場合は 1 人 1 夜当たり 100 フォリント、宿泊料の場合は支払った宿泊料の 4%である。48 時間未満の宿泊・滞在、学生、16 歳以下の子供などは課税免除されている。また、観光税は、休暇用住宅の床面積を課税標準とすることもでき、この場合は 1 m²当たり年間 300 フォリントである。

【地方税課税の動向】

地方税課税状況は、次表のとおりである。

表5 地方税課税状況

	1991年			1992年			1993年		
	課税市町村数	地方税収総額に対する割合(%)	全歳入額に対する地方税の割合(%)	課税市町村数	地方税収総額に対する割合(%)	全歳入額に対する地方税の割合(%)	課税市町村数	地方税収総額に対する割合(%)	全歳入額に対する地方の割合(%)
事業税計	131	62.1	0.62	656	74.1	2.27	812	79.3	3.48
営業利益対象	-	-	-	454	-	-	570	-	-
臨時営業者対象	-	-	-	202	-	-	242	-	-
住民税計	184	23.6	0.24	1331	7.9	0.24	581	5.9	0.26
個人非営業者対象	89	8.9	0.09	794	3.1	0.09	-	2.4	0.10
個人営業者対象	95	14.7	0.15	537	4.8	0.15	581	3.6	0.16
土地税	32	0.4	0.00	319	2.9	0.09	310	1.7	0.08
家屋資産税計	117	5.0	0.05	619	10.5	0.32	646	9.7	0.42
居住用家屋対象	52	-	-	163	-	-	158	-	-
非居住用家屋対象	65	-	-	456	-	-	488	-	-
観光税計	115	9.0	0.09	326	4.6	0.14	-	3.4	0.15
延宿泊数対象	69	6.7	0.07	198	2.5	0.08	-	2.2	0.10
延宿泊料対象	-	-	-	-	-	-	-	-	-
休暇用住宅対象	46	2.3	0.02	128	2.2	0.07	-	1.2	0.05
総合計	579	100.0	1.00	3251	100.0	3.34	-	100.0	4.42
地方税を課税する団体数	308	-	-	1233	-	-	1650	-	-

地方税の全歳入に占める割合は、1993年度で4.42%と低いとはいえ、着実に増加してきており、さらに、地方税を課税する地方団体の数も増えてきている。ハンガリーの租税負担率は、国税だけでもヨーロッパ諸国の中でも目立って高く、インフレが進行する中で地方税負担を新たに住民に求めることには、地方団体の側にためらいがあったことは否めないが、地方税課税団体数が確実に増加しているのは、財政面での自主性を高めようとする地方団体の対応であろう。